

松川町定例農業委員会議事録 第8回(11月)

- 1 開催日時 平成29年11月24日(金) 10:45～12:15
- 2 開催場所 松川町役場 大会議室
- 3 出席委員 16人

会 長	1 番	佐藤 清			
会長代理	16 番	大木島 康義			
委 員	2 番	松脇 崇	3 番	桃澤 茂春	4 番 久保田 志げ子
	5 番	岡田 幹生	6 番	臼田 美穂子	7 番 北林 秀昭
	8 番	北沢 ひろみ	9 番	矢沢 千明	10 番 山田 正明
	11 番	片桐 利美	12 番	松下 守	13 番 松下 敏章
	14 番	塩澤 澄夫	15 番	大場 健彦	

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 中村 昌彦 主事 塚本 潤 主事 富田 知美

6 会議の概要

(1) 開会 —中村係長 開会—

(2) 会長挨拶 —佐藤会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 10番 山田 委員 11番 片桐 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 大島 10筆 7,586㎡ 所有権移転

○岡田委員

譲受人が定年となり、自分で農業をやっていききたいとのことです。農業機械等もリースの手配を始めているそうです。申請地は、自宅を囲むような場所で作業しやすい場

所であると思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 元大島 1筆 134㎡ 2種 所有権移転 貯木場

○矢沢委員

以前製材所があり、今も建物残っている土地になります。その一帯を所有者が返却され、今回、申請者が買入れるというものになります。その中で農地の部分が1筆あるため、その部分についての申請です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局

2番 上片桐 1筆 129㎡ 1種 使用貸借権 農機具倉庫

○白田委員

譲渡人と譲受人は親子関係であり、自宅前の道を挟んで反対側に農機具倉庫を設置するものになります。周辺農地譲渡人のもので、譲受人への経営移譲を考えているとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局

3番 上片桐 2筆 1,084㎡ 3種 所有権 公園

○桃澤委員

以前も話をしましたが、御柱の木落しの場所を確保するというものです。隣接地に山林原野があり、地続きの農地を区の所有として整備したいそうです。7年に1度しか利用されないが、利用されない期間は公園として管理していくこととなります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○矢沢委員

転用後の所有者は区になるということによろしいでしょうか。

○桃澤委員

はい。そのとおりです。

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

利用権設定4件 所有権移転2件

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

(5) 協議事項

○委員からの協議事項

○事務局からの協議事項

①太陽光発電施設に関する取り組みについて

事務局：太陽光発電施設に関する取り組み状況についてですが、現段階では環境水道課長の方で総体的に進めていただいている状況です。本日につきましては、今現在の町の取り組み状況について環境水道課長より説明をしていただき、皆さんから意見を伺いたいと思います。

環境水道課長：環境水道課の米山と申します。貴重な時間を取っていただきありがとうございます。太陽光発電施設への対応について、議会の一般質問等でも取り上げられ、町長の答弁で周辺住民への十分な説明が確実に行われるようなルール作りやしきみが必要という説明を行ってきているところでございます。ルール作成にあたり、他の自治体の取り組みの情報を集め、会議を重ねて検討してきました。また、この4月にFIT法の改正がありまして、国のガイドライン（指導指針）が3月に作成されております。当町では、このガイドラインを鑑み、今までの方針を継続することを基本として町のガイドライン原案ということで作成しました。これから議会等でもこの原案について説明をしていくところです。

（資料説明）

会長：ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

白田委員：このようなガイドラインができてきていることは大変うれしい。しかし、継承者に関する項目が無いので、設置後の将来が心配です。

環境水道課長：非常に大事なことでございます。この場ではご意見として承り、また検討していきたいと思っております。

矢沢委員：たとえば、住民等へ説明会実施報告書があるが、説明会で反対者が多かった場合はどうなるか。

環境水道課長：原案へ「住民等に対する説明会を開催し、十分な説明を行い、事業計画について理解を得られるように努めること」とあります。これは国のガイドラインも同じ表現です。質問の反対者が多かった場合どうなるのかですが、まず同意を得るためには、十分に理解してもらわなければいけないのですが、その理解を得られるような説明に努めることを求めており、住民の方の意見も聞き、しっかり説明していただくということが趣旨でございます。説明会が1回で完了として良いのかの判断が難しいところで、事業者と周辺住民との関係で、2回目3回目の説明会もあるかもしれない。他の自治体でも説明会は2回くらいはやっておいた方がトラブルも少なく、その後の事業もうまくいくと聞いております。質問に対する回答としては、反対者が多くてもガイドラインとしては事業として認められる。

会長：ガイドラインに沿って説明会等行ってもらい、反対者が多かった場合でも我々農業委員へ意見を求められますが、農業委員としてどう判断するか難しいところですがどのようにお考えでしょうか。

環境水道課長：先ほどの説明で言葉足らずで申し訳ないです。農地の場合今までは農業委員会の窓口が初期の窓口となっていたと思いますが、このガイドラインが施行されれば、ガイドラインに沿った手続きの説明から、反対者が多かった場合等の相談も環境水道課が窓口となるよう国のガイドラインでも示されておりますので、ある程度事業者の相談に乗ったり、地域住民の方との間に入って話をするなどさせていただき、そのあと農業委員会へお繋ぎするような流れで運用していきたいと思っております。

大場委員：先ほどの住民等の部分が心配なのですが、境界線のようなところで複数の自治会や区会に関係する場所の場合、広く意見を聞くことが必要かと思えます。

環境水道課長：原案に「説明会の対象範囲は、住民等とし、関係区・自治会長と協議の上、決定するものとする」となっております。いただいた意見のとおり複数にまたがるケースもあるかと思えます。ここも自治体が相談窓口となることとなっておりますので、行政も協力し説明会の参集範囲を決めることをしていかなければならないと考えております。

②農地利用の最適化に向けた活動について

事務局：必須業務となりました農地利用の最適化に向けた活動について、指針作成したまでは良いのですが、今まで意見交換会等を行ってきて1年近く経った中で、それぞれ感じていることがあるかと思えますので、足元を見る中で活動をしていただきたいと事務局として考えています。法律上では最適化に向けた活動は農地利用最適化推進委員が取り組むべきとなっておりますが、松川町では農業委員・農地利用最適化推進委員ともに活動をしていくこととして、農地転用等についても推進委員は担当区域を持ち、農業委員の最適化に向けた活動を行っていく状況です。活動としては、自分の担当区域を見つめ直していただき、ここは優良農地で守っていくべきだ、後継者どうしようなど考えながら取り組んでいくことが大事だと感じております。(資料説明)

③各小委員会の取り組みについて

事務局：各小委員会の活動として具体的なものがないので、来月話し合いを行いたいと思っておりますので、ご自分の委員会を再確認していただければと思います。

④県大会・視察研修の旅費の精算について


(6) その他

○中山間地域直接支払交付金について

○第11回ふじ祭りについて

(7) 閉会 —中村係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

10番 山田正明 

11番 片桐利美 